

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 8 年 1 月 9 日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 入札に付する事項

- (1) 件名
一般競争入札による中央・曾於ストックポイント備品の売却
- (2) 売却する物品の名称等
物品調書のとおり
- (3) 引取期限
令和 8 年 3 月 2 日（月）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからケまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (3) (4) 中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。
ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- (4) 契約日から数えて 10 日以内に売払代金を即納できる者であること。
- (5) 物品調書に記載されている全ての物品を現況にて引き取ることができる者であること。
- (6) 落札後、備品を現在の設置場所から移動させる場合は、元の設置場所を更地にすることができる者。

3 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（兼）誓約書（別紙 1）及び次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
ア 誓約書（鹿児島県警察本部照会用）

イ 役員等名簿

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所

鹿児島県農政部家畜防疫対策課家畜防疫対策係

イ 提出期限

令和 8 年 1 月 22 日（木） 午後 5 時 15 分

(3) 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとする。

(4) 受付時間

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(5) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 1 月 23 日（金）までに書面又は電話により通知する。

(6) 提出書類に関する説明

提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(7) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書・代理委任状の押印省略について

入札書及び代理委任状の押印を省略しようとするときは、入札前に官公署（独立行政法人、特殊法人を含む。）が発行する顔写真付き証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）で入札者（代理入札の場合は代理人）の本人確認を行う。

(3) 入札書の提出日

令和 8 年 1 月 26 日（月） 午後 1 時 30 分

(4) 入札書の提出場所

鹿児島県庁 11 階 11-農-1 会議室

(5) 入札書の提出方法

(4) の提出場所に持参すること。

(6) 開札の日時及び場所

入札日及び入札場所に同じ

5 契約条項を示す場所及び期限

鹿児島県農政部家畜防疫対策課家畜防疫対策係

令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時 15 分

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金

免除する。ただし、契約締結後 10 日以内に代金を即納すること。

8 契約保証金

免除する。ただし、契約締結後 10 日以内に代金を即納すること。

9 入札の無効



次の(1)から(12)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 代理権を有しない者のした入札
 - (3) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札
 - (4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
 - (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (6) 入札書の記載事項(入札年月日及び住所を除く。)が判明できない入札書、入札書の記載事項(入札金額を除く。)の訂正に押印のない入札書
 - (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - (8) 入札執行者が特に示した入札の条件に違反した入札
 - (9) 民法第95条に基づく錯誤の入札と入札執行者が認めた場合の入札
 - (10) 送付、電報又は電送の方法による入札
 - (11) 失格した者の入札
 - (12) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 10 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以上で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 11 最低制限価格
設定しない。
- 12 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県農政部家畜防疫対策課家畜防疫対策係
電話番号：099-286-3297(直通)
FAX番号：099-286-5767

物品一覧

物品番号	名称	現設置場所	備考
1	冷凍コンテナ No. 1	中央ストックポイント	腐食あり。硫化水素ガス等の影響で冷却装置等が劣化している。
2	冷凍コンテナ No. 2	中央ストックポイント	腐食あり。硫化水素ガス等の影響で冷却装置等が劣化している。
3	冷凍コンテナ No. 3	中央ストックポイント	腐食あり。現在故障しており、現状では使用不可。

4	冷凍コンテナ No. 4	中央ストックポイント	腐食あり。現在故障しており、現状では使用不可(修理が必要)
5	冷凍コンテナ No. 9	曾於ストックポイント	腐食あり。現在故障しており現状では使用不可。(修理が必要)
6	冷凍コンテナ No. 10	曾於ストックポイント	腐食あり。硫化水素ガス等の影響で冷却装置等が劣化している。
7	冷凍コンテナ No. 11	曾於ストックポイント	腐食あり。硫化水素ガス等の影響で冷却装置等が劣化している。
8	冷凍コンテナ No. 12	曾於ストックポイント	腐食あり。現在故障しており現状では使用不可。
9	ユニットコンテナ①	中央ストックポイント	腐食あり。エアコン、トイレ、シンク等の付帯設備を含む。
10	ユニットコンテナ②	曾於ストックポイント	腐食あり。エアコン、トイレ、シンク等の付帯設備を含む。
11	バッテリーフォークリフト①	中央ストックポイント	なし
12	バッテリーフォークリフト②	曾於ストックポイント	走行不良あり。
13	バッテリーフォークリフト③	曾於ストックポイント	なし
14	その他残置物	中央・曾於ストックポイント	ユニットコンテナ内の調度品等。

※現物の確認を行いたい場合は、1月21日(水)までに申し出ること。
(ただし、日程によっては現物確認できない場合があるため、申し出は早めに行うこと)